

★クララからのご連絡

令和2年5月15日

保護者の皆様へ

クララ

5月21日(木)からの保育および今後の対応について

家庭での保育が可能な方については引続き登園自粛をお願いします。

なお、登園自粛いただいた分の保育料は、日割り計算で減額します。

ただし、一旦全額納付をお願いします。減額については7月頃に通知・還付します。

なお、5月21日(木)からは、どうしても家庭での保育が不可能な時間に限り、
前日の16:30迄に電話072-259-2054へ①日付 ②登園時間～降園時間を連絡頂ければ、
クララにて保育させていただきます。給食、おやつはクララで用意します。

<注意事項>

◇2020年4～5月からの利用調整で利用が決まった育児休業中のご家庭について

原則、利用開始月中に復職する必要がありますが、

感染症に起因して一時的に育児休業を延長した場合は、

特例的に復職が6月中となっても利用決定の取り消しとはなりません。

また、休園及び登園自粛中の保育料は発生しません。(0～2歳児クラス)。

該当する場合は、各区子育て支援課にお申し出ください。

以上

★堺市長からのご連絡

令和2年5月15日

認定こども園・保育所などを利用する保護者の皆様へ

堺市長 永藤 英機

令和2年4月7日に、政府により「緊急事態宣言」が発出され、皆様方には、日々の外出自粛へのご協力に感謝申し上げます。

今般、緊急事態宣言は継続されているものの、大阪府による緊急事態措置は、一定の条件のもと、休業や外出自粛要請が段階的に解除される方針が示されたため、本市においても原則休園措置を解除し、登園自粛を要請することとしました。

これまでも、市内の認定こども園・保育所などでは、保育教諭等をはじめとする職員の方々が、小さな子どもたちが感染しないよう、細心の注意を払いながら安全で安心な保育の提供に日々取り組んでいただいています。ただし、小さな子どもたちが集団で生活することは、感染リスクが高い状況であることに違いありません。

原則休園措置については解除いたしますが、感染防止の観点から、できるだけ接触の機会を減らすことが必要不可欠であり、保護者の皆様におかれましては、お仕事を休まれる等、家庭での保育が可能な場合は、引き続き、園児の登園をお控えいただくよう強くお願いいたします。

子どもたちとご家族、さらには保育従事者の感染を防止し、保育体制を維持するための登園自粛要請の趣旨をご理解いただき、何卒ご協力をお願い申し上げます。

以上